平成28年 第2回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

- 1. 開催日時 平成28年2月29日(月)午後14時から
- 2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
- 3. 出席委員 13名

1番 金﨑 均 2番 水町 茂 3番 大西 準一

5番 大福 裕子 6番 木浦 由子 7番 森 清一

8番 永友 祥一 10番 永友 定己 11番 坂本 幸

12番 宇治橋 俊美 13番 永友 清太 14番 渡瀬 俊弘

会長 坂本 弘志

4. 欠席委員

なし

- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
 - 第2 会期の決定(別記のとおり)
 - 第3 諸報告
 - 第4 議案第5号 農地移動適正化あっせん事業について
 - 第5 議案第6号 買受適格証明願承認について
 - 第6 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第7 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認 について
 - 第8 議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画 の決定について
 - 第9 議案第10号 農地の賃借料情報提供について
 - 第10 議案第11号 平成28年高鍋町農作業料金(参考)案の承認に ついて

(開会14時00分)

「事務局〕

それでは、ただいまから平成28年第2回高鍋町農業委員会総会を開会いた します。それでは坂本会長、会の進行をよろしくお願いいたします。

こんにちは。本日の委員、13名中全員が出席です。農業委員会等に関する 法律第21条第3項により、総会は成立しております。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、6番 木浦由子委員・7番 森清一委員を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定につきましては別記のとおり、本日2月29日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声有り】

異議なしと認めます。よって会期は、本日2月29日の1日間と決しました。 議事日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。諸報告、業務報告【2月】です。

2日(火)平成27年度農業者年金受給者協議会会長・事務局長合同会議が 宮崎県トラック協会で行われました。会長、事務局からは鳥井が出席しており ます。9日(火)平成27年度第2回宮崎県女性農業委員連絡協議会研修会が 宮崎観光ホテルで行われました。木浦委員・大福委員が出席しております。同 じく9日(火)平成27年度宮崎県農業委員研修会が宮崎観光ホテルで行われ ました。8名の委員が出席し、事務局からは鳥井が出席しております。10日 (水) 農地あっせん委員会が高鍋町役場で行われております。宇治橋委員・金 﨑委員・坂本会長が出席しております。事務局からは鳥井・三笠補佐が出席し ております。16日(火)・17日(水)高鍋町農業委員会県外視察研修となっ ております。指宿市農業委員会、鹿児島市観光農業公園に視察に行っておりま す。委員から9名、事務局からは三笠補佐が出席しております。22日(月) 現地調査です。森委員・永友祥一委員・金﨑委員、事務局からは鳥井・佐野主 査が出席しております。23日(火)宮崎県農業会議第421回常任会議員会 議が宮崎県トラック協会で行われました。会長が出席しております。25日(木) 家族経営協定調印式が高鍋町役場で行われております。会長、事務局からは鳥 井・佐野主査が出席しております。本日29日(月)が平成28年第2回高鍋 町農業委員会総会です。高鍋町役場で行われております。全委員、全職員出席 となっております。総会後、平成27年度第3回高鍋町農業経営改善対策会議 が高鍋町役場で行われます。全委員、事務局からは鳥井・三笠補佐でお願いし ます。

業務計画【3月】です。3日(木)平成28年第1回高鍋町議会定例会が高

鍋町役場で行われます。会長・水町委員、事務局からは鳥井が出席いたします。 同じく3日(木)平成27年度第6回高鍋町特別融資制度推進会議が高鍋町役 場で行われます。会長、事務局からは三笠補佐が出席予定です。7日(月)・8 日(火)・9日(水)が平成28年第1回高鍋町議会定例会です。会長・水町委 員、事務局からは鳥井が出席予定です。16日(水)女性農林業者ネットワー ク交流会がメディキット県民文化センターで行われます。出席者につきまして は総会後に木浦委員・大福委員のほうにご確認させていただきたいと思います。 18日(金)平成28年第1回高鍋町議会定例会です。最終日となっておりま す。会長・水町委員、事務局からは鳥井が出席です。22日(火)現地調査に なります。宇治橋委員・永友清太委員・木浦委員です。事務局からは鳥井・佐 野主査が出席予定です。23日(水)宮崎県農業会議第422回常任会議員会 議が宮崎県トラック協会で行われる予定です。会長が出席予定です。同じく2 3日(水)宮崎県農業会議第95回通常総会が宮崎県トラック協会で行われま す。会長が出席予定です。同じく23日(水)西都児湯管内農業委員会会長・ 農業者年金受給者協議会会長・事務局長会議が新富町役場で行われます。会長、 事務局からは鳥井が出席予定です。28日(月)平成28年第3回高鍋町農業 委員会総会予定です。全委員、全職員出席でお願いいたします。業務報告・業 務計画については以上です。

3ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。

農地法5条申請。平成28年1月21日現地調査を行っております。

譲受人 〇〇〇〇、譲渡人 〇〇〇〇、転用目的は一般個人住宅で問題ありません。

譲受人 〇〇〇〇、譲渡人 〇〇〇〇、転用目的は進入路で問題ありません。 以上です。

続きまして4ページをお開きください。農地法第18条第6項の規定による 通知についてです。

1番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番、地目 畑、面積 5,797 ㎡。賃貸人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、賃借人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。解約届出日 平成28年2月17日、解約成立日 平成28年2月13日、土地引渡時期 平成28年2月29日。解約の理由は、農地集約に伴う規模縮小及び合意解約です。

続きまして、5ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業取下 げ願いについてです。

1番 申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。農地の所在 大字○○ 字○○ ○○番、地目 畑、面積 5.612 ㎡、外 1 筆。平成 2 6 年第 5 回高鍋町 農業委員会総会において、森委員及び坂本会長があっせん委員に指名された売渡申出につきまして、2月1日に取下げ願いが提出されました。取り下げの理由につきましては、新たな買受候補者が見つかったことによるものです。以上報告いたします。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。【質疑なし】 それでは、質問等ないようですから以上で諸報告を終わります。

それではつづきまして日程第4、議案第5号「農地移動適正化あっせん事業 について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6ページをお開きください。議案第5号 農地移動適正化あっせん事業についてです。

1番 平成28年2月17日売渡の申出です。申出者 ○○ ○○ ○○番 ○○○。農地の所在 大字○○字○○ ○○番、地目 田、面積 2,640 ㎡、外1筆。

2番 平成28年2月17日第1希望 売渡、第2希望 貸渡しの申出です。 申請者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。農地の所在 大字○○字○○ ○○番、地目 畑、面積 5,797 ㎡。

この申し出につきましてあっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

売渡申出 1番 担当委員 11番 坂本 幸 委員

順番委員 6番 木浦 由子 委員

売渡及び貸渡 2番 担当委員 12番 宇治橋 俊美 委員

順番委員 7番 森 清一 委員

以上です。よろしくお願いします。

日程第5 議案第6号「買受適格証明願承認について」を議題とします。事 務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

11ページをお開きください。議案第6号 買受適格証明願承認について 買受適格証明につきましては農地法の許可の手続きに順次て交付することと なっており、申請人の経営状況等に基づき判断することになります。なお今回 の買受適格証明の承認は、入札の結果申請人が売却決定者となった場合には、 同時に農地法第3条の許可も兼ねておりますことをご承知願います。

1番 申請地 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 田、地積 967 ㎡、外 2 筆。申請人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。取得目的は農地として利用するものです。申請人の経営内容は経営農地面積 27,713 ㎡、農業従事日数 200日、農機具についてはトラクター・耕耘機・動噴・草刈り機をそれぞれ 1 台ずつ所有されております。担当の木浦委員よりご説明をお願いいたします。

[6番]

○○○○さんはご主人が亡くなられた後、しばらく介護の仕事に就かれていましたけれども、何年か前からズッキーニ栽培に1人で携わっていらっしゃいます。繁忙期は人を雇ってやっている状況です。問題ないかと思います。よろしくお願いします。

「議長〕

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いたします。

「7番]

現地調査を行いましたので報告いたします。2月22日に事務局から鳥井局長・佐野主査、永友祥一委員・金﨑委員・私(森委員)の5名で行いました。申請地の田んぼは、〇〇にございまして、〇〇の約200m南側にあります。田んぼ自体は昨年稲を刈った後、そのままになっていましたけれども良い状態で、少し手を入れれば今後耕作することに何ら問題はないかと考えております。以上です。

「議長〕

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質 疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と 認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 申請地 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、地積 7,000 ㎡、外 2筆。申請人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。取得目的は農地として利用するものです。申請人の経営内容 経営農地面積 116,115.84 ㎡、農業生産法人の要件である、事業要件・出資者要件・役員要件、いずれも要件を満たしております。農機具につきましては製茶機械一式を所有しております。担当の森委員よりご説明をお願いいたします。

[7番]、

説明いたします。申請者の〇〇〇〇さんは、茶の生育から製造まで営まれる 大規模農家であります。申請地は茶畑でありますが全てを伐根して新たに茶の 苗を植え付けするという考えを持っておられるようです。収穫まで6、7年は かかりますけれども力を入れていきたいということでした。何も問題は無いか と考えております。以上です。

「議長〕

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[8番]

説明します。2月22日に、金崎委員・森委員、事務局2名、合計5名で、現地の確認を行いました。申請地は〇〇の〇〇の約300m南西に行った所にある農地です。申請地全体にお茶が植えてありまして、何年となく手入れがされていませんでした。そのお茶も高さが2m以上あったり、かずらが巻きついたりしておりました。素人目ですが、先ほど森委員が言われたとおり、そのままでは製品にならないのではないかと思っております。購入後綺麗に整地をされることを願っております。以上です。

「議長〕

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質 疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と 認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

「事務局〕

12ページをお開きください。

3番 申請地 大字○○字○○ ○○番、地目 畑、地積 7,000 ㎡、外 2 筆。 申請人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。取得目的は農地として利用する ものです。申請人の経営内容は、経営農地面積 6,067 ㎡、農業従事日数 190 日、農機具については、トラクター1台を所有。田植機・コンバインを1台ず つリースにて対応しております。担当の森委員よりご説明をお願いいたします。

[7番]

説明します。これも先ほどと同じ茶園でありますけれども、申請者の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんと自作小作合わせて約 5,700 ㎡の田んぼで水田を耕作されております。なお申請地から車で10分くらいの所に住んでおられまして、取得後は伐根して甘藷の作付けを行うということです。問題ないと考えます。

[議長]

現地調査を行った担当委員からの報告については先ほど行いましたので省略いたします。

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質 疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と 認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程第6 議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

「事務局]

13ページをご覧ください。議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

1番 有償移転 農地の所在 大字○○字○○ ○○番、地目 畑、面積 1,945 ㎡、外 1 筆。譲渡人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、譲受人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。担当の渡瀬委員よりご説明をお願いいたします。

「14番]

説明をいたします。○○○○さんの畑を、息子さんが勤める○○○○へ有償 移転ということです。金額は総額○○円だそうです。よろしくお願いします。

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[1番]

説明いたします。2月22日に私(金崎委員)と森委員・永友祥一委員、鳥井局長・佐野主査で現地を調査してまいりました。1,945㎡の方は、ハウスが建っております。苗ものを作られているようで、今は畑替え期で準備はされていませんでした。867㎡の方は3分の1にビニルハウスが建っていました。別に問題は無いと判断いたしました。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

14ページをご覧ください。農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項各号に該当していないため許可要件を満たしていると考えます。

○○○○は平成元年2月に設立され、芝・樹木・花卉類の生産並びに販売を 行っております。今回の申請は、経営規模の拡大ということで、申請地におい て花卉の栽培を行うものであり、農地利用については従来と変更が生じないこ とから本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に 支障は生じないものと考えられます。

なお、2月22日、金崎委員、森委員、永友祥一委員と事務局鳥井局長、佐 野で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認いたしました。

「議長〕

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質 疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第7 議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

15ページをお開きください。議案第8号 農地法第5条第1項の規定によ

る許可申請書承認についてでございます。

1番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番、地目 田、面積 435 ㎡。所有権移転になります。譲渡人 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○、譲受人 ○○ 大字○○ ○○番地 ○○○○。転用目的は一般個人住宅となります。担当の永友定己委員よりご説明をお願いいたします。

[10番]

説明いたします。申請地は○○から 100m南へ行ったところです。大字○○字 ○○ ○○番です。現況は畑となっていますが、そこに住宅を建てられるとの ことです。既に周りはブロック塀が設置されていました。汚水は公共下水道へ、 雨水などは道路側溝へ、なお水利組合の同意書が付けられておりましたので、 問題は無いかと思われます。

「議長〕

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[7番]

説明します。この畑は○○、今言われました○○の南側約 100mのところの住宅街の外れにある畑です。以前は、昭和 46 年に転用申請があって家が建っていたようです。その家を解体し再度畑とし申請された経過があるということです。三方が住宅に接しており西側だけが田んぼになっております。ブロックが設置されており、何ら問題は無いというふうに考えます。汚水や排水に関してもきちんとされるということですので、問題ないと思います。以上です。

「議長〕

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

「事務局〕

申請地は、周辺農地の広がりから第 1 種農地と判断されますが「住宅その他の申請に係る土地の周辺の土地について居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」と判断できますので転用許可対象となります。 集落接続をし、集落の中にある農地ということになります。

転用目的は一般個人住宅であり、転用面積は 435 ㎡となっております。転用 理由は、譲受人は現在借家住まいであり、今回住宅を建築する条件が整ったた め、今回の申請に至っております。代替え地選定につきましては一般個人住宅 を建てるに当たり、近隣の土地を探したが、所有者と金額的に折り合わなかっ たため、当該土地を購入することとし、今回の申請に至っております。

北側は田、西側は水路及び里道、東側、南側は宅地となっており、土地境界にはすでにブロック塀が設置されています。今後も近隣の耕作物、その他に被害を及ぼさないように留意することとなっております。

汚水は公共下水道へ接続し排水し、雨水は一部自然浸透、一部は前面道路側溝へ排水することとなっております。なお、排水処理につきましては確約書が添付されております。

事業費につきましては建物○○円、土地購入費○○円、造成その他○○円、合計○○円となっており、金融機関の住宅ローン等審査結果通知書が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質 疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と 認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

続きまして2番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 422 ㎡。賃貸借となっております。貸付人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇 〇、借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は駐車場でございます。担当の水町委員よりご説明をお願いいたします。

「2番]

説明いたします。22ページをご覧ください。場所はちょうど〇〇の手前に信号があります。それを北の方に向かっていくと突き当たりが小丸川でございます。その手前の2件目の土地です。借受人につきましては、今〇〇や〇〇をされている〇〇〇という所です。そこが借り受けをするということです。以前からパトロールでまわっていたのですが、その土地に砂利が敷いてあって車が既に入っておりました。事務局の方に話をして、違反ではないかということで相手に警告をしたところでございます。本人にも現況復帰をしていただかないと困りますという話はしておりましたけれども、そうするとお金がかなりかかるということで、始末書を書いていただいております。雨水につきましては地下浸透で、周りに側溝がありませんけれども、周辺が住宅になっておりまして、何も問題は無いというふうに思いますのでご報告いたします。

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

「8番]

説明します。2月22日金崎委員・森委員、事務局2名、合計5名で現地確認を行いました。今、水町委員から説明があったとおりです。○○の信号を北に約400mくらい行ったところです。22ページを見ていただくと分かるのですが、印があるところが駐車場で現在すでに砂利が敷いてあって、昨年7月から使用されているということだそうです。○○といいますか、これの駐車場を使っているのが、この駐車場から右の方に出たところで○○・○○をやっておられます。

始末書が出ておりますので問題は無いかと思いますけれども、現地確認をしますと、こういう造成された場所が多いようですので、今後も町民の方々に周知徹底をしたら良いかと思います。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

「事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第一種住居地域に用途区域が定められた地区 にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可 対象であります。

転用目的は駐車場であり、転用面積は422㎡となっております。

転用理由は譲受人が、申請地近くに〇〇の〇〇を開設し、来客用及び従業員用の駐車場が必要であったため、今回の申請に至っております。

北側は道路であり、東西南側は宅地となっているため近隣の環境に影響がないように柵の設置や地面の転圧を十分に行うこととなっております。また、雨水については自然浸透であり、排水処理計画の確約書が添付されております。

事業費は造成費○○円となっており金融機関の残高明書が添付されております。事業費的には問題ないと判断いたします。

なお、事前着工となりましたため始末書が添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質 疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と 認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第8 議案第9号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積 計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

26ページをお開きください。議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について。所有権移転です。

1番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番、地目 畑、面積 2,252 ㎡。所有権を移転する者 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○、所有権の移転を受ける者 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。この件は農地あっせん委員会によって成立した農地でございます。担当しましたのが私(宇治橋委員)と金崎委員でございました。〇〇〇 さんの土地は場所的には、〇〇から南に向かう途中の山沿いの土地です。〇〇〇〇さんの相手方、買われる方が、〇〇〇〇さんになっております。今回〇〇〇〇が一時買い取り保有をするものです。金額が反当〇〇円、2,252 ㎡で〇〇円となっております。問題は無いと思います。

「議長〕

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と 認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

「事務局〕

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 4,076 ㎡。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 ○○番地 ○○○○、所有権の移転を受ける者 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

「12番]

説明いたします。これは同じくあっせんで成立した土地です。買い手は○○

○○さんですが、同じでございます。ここの土地は 1 番の土地と続きの土地であって、規格的には真四角の土地で状態は良い土地ではないかと思います。これも○○○○が一時買い取り保有するものでございます。価格は、反当○○円、面積 4076 ㎡で○○円となっております。問題は無いと思います。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と 認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

3番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番、地目 畑、面積 722 ㎡、外 1 筆。所有権を移転する者 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○、所有権の移転を受ける者 ○○ ○○番地 ○○○○。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

「12番]

説明いたします。これも同じく、1番2番と続きの土地です。買い手は、○○○さんです。あっせんを担当しましたのは、私(宇治橋委員)と金崎委員です。これも同じく○○○が一時買い取り保有するものでございます。価格が、反当○○円、総額○○円となっております。別に問題は無いかと思います。

「議長〕

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と 認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

「事務局〕

27ページをお開きください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 676 ㎡。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇 〇〇 〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

「12番]

説明いたします。これも同じく2月10日にあっせん委員会を開いて成立したものでございます。担当は私(宇治橋委員)と坂本会長で担当させていただきました。これも同じ規格の中で金額的には676 ㎡で、反当〇〇円、総額〇〇円で〇〇〇〇が一部買い受け保有するものでございます。問題は無いと思います。

「議長〕

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と 認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 4600 ㎡、外 1筆。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

「12番]

説明いたします。これも同じく2月10日にあっせん委員会を開いて成立したものでございます。担当は私(宇治橋委員)だったのですが、相手方が、〇〇〇さんという方でございます。先ほどと同じように〇〇〇〇が一部買い受け保有するものでございます。

反当○○円、5,788 m²で総額○○円となっております。場所的には、○○になっております。問題は無いと思います。

「議長〕

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と 認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

「事務局]

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 1,132 ㎡。所有権を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

「12番]

説明をいたします。平成21年6月に○○○○さんの畑のあっせんで、○○○が購入した農地です。○○○○さんが平成26年3月に買い受けするべきところを諸事情で延長しておりましたものです。このほど買い受け出来る目処が立ち、○○○○からの買い受けの申請となります。価格的には、反当○○円くらいになります。総額○○円。以上、問題は無いと思います。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と 認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

「事務局]

28ページをお開きください。利用権設定です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 676 ㎡、外 4 筆。利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

「12番]

説明いたします。先ほどのあっせんのものでございますが、○○○○から○○○さんが5年間借り受けるものでございます。借受金額が1年、○○円であります。以上報告いたします。

「議長〕

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と 認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 4,600 ㎡、外 1筆。利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

「12番]

説明いたします。これも先ほどと同じく、あっせんによって得られた土地でございますが、○○○○より○○○○さんが5年間借り受けるものです。使用料が5,788㎡で○○円となっております。以上、問題は無いと思います。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と 認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

「事務局〕

29ページをお開きください。

3番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番、地目 田、面積 737 ㎡、外11筆。利用権を設定する者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。担当の森委員よりご説明をお願いいたします。

[7番]

説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子の関係であります。〇〇〇〇さんの経営移譲年金受給のための再認定の申請です。全ての田んぼ畑が十分に管理され、茶・キャベツ・白菜等の作付けがあり、なんら問題は無いかと思われます。以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と

認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

「事務局]

30ページをお開ください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番地、地目 畑、面積 834 ㎡、外 1筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権の設定です。〇〇〇○さんは今〇〇に住んでおられますけれど、〇〇にお父さんがおられて、水稲・甘藷・繁殖牛の、多角経営で認定も受けておられますので、問題ないかと思います。よろしくお願いします。

「議長〕

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と 認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

つづきまして日程第9 議案第10号「農地の賃借料情報提供について」を 議題とします。事務局より説明をお願いします。

「事務局〕

31ページをご覧ください。議案第10号 農地の賃借料情報提供についてです。

農地の賃借料提供につきましては、農地法第52条に基づいて行うものです。 農地法第52条を読み上げます。「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進 及び農地の利用関係の調査に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農 地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集・整 理・分析及び提供を行うものとする」とあります。昨年1月から12月までの 農地法第3条許可による賃貸借契約や農業経営基盤強化促進法の報告による利 用権の設定の賃借料を集計したものです。承認されましたらホームページにも 掲載したいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と 認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

つづきまして日程第10 議案第11号「平成28年農作業料金(参考)の 承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

[事務局]

32ページをご覧ください。議案第11号 平成28年高鍋町農作業料金(参考)案の承認についてです。この件につきましても、農地法52条に基づき、情報提供を行うものです。本案は2月4日に開催された西都・児湯管内農業委員会事務局長会議で協議された結果をもとに作成いたしております。

一般作業 8 時間の金額を 5,500 円から 5,600 円に、時間賃金 1 時間を 677 円から 693 円に変更しております。こちらにつきましても承認して頂いた後にはホームページ及び回覧によって情報提供を行うものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

「議長〕

事務局の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と 認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わります。

これをもちまして、平成28年第2回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。 (15時00分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 6番

署名委員 7番